

## 朝日町意見箱設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、町政に対する意見及び要望を積極的に受け付ける機会を設け、町民と行政との協働のまちづくりを推進するため、意見箱を設置することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において意見箱とは、朝日町役場、朝日町公民館、朝日町教育文化施設及びその他町長が必要と認める公共施設等に設置する「意見箱」並びに朝日町ホームページに設置する「町政への意見箱」をいう。

### (資格)

第3条 本制度により意見等を提出することができる者は、町政運営に関心がある者で、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 町内に住所を有する者
- (2) 町内の事務所、事業所等に勤務する者
- (3) 町内に事務所、事業所等を有する個人又は法人その他の団体
- (4) その他朝日町に関係を有する者

### (意見等の提出)

第4条 意見等を提出する者（以下「意見者」という。）は、次の方法により意見等を提出することができる。

- (1) 様式第1号又は同様式の項目を記載した任意の文書を「意見箱」へ投かんする方法
- (2) 朝日町ホームページに設置する「町政への意見箱」専用ページから送信する方法
- (3) 第1号に規定する用紙又は文書を郵便、Eメール又は持参により提出する方法

2 意見等を提出し、回答を求める者は、次の事項を明記しなければならない。

- (1) 氏名（法人等にあつては、名称及び代表者の氏名）

- (2) 住所（法人等にあつては、事業所等のある所在地）
- (3) 電話番号
- (4) 朝日町ホームページに設置する「意見箱」専用ページ又は電子メールによる意見等の提出の場合は電子メールアドレス  
(意見等の取扱い)

第5条 町長は、前条に掲げる方法により意見等の提出があつたときは、公正かつ迅速にその内容について調査、検討する。ただし、回答を要するものについては、受理日から起算しておおむね10日以内に意見者の希望に応じて回答し、広報紙及びホームページに公開できるものとする。

- 2 町長は、前項に規定する期間内に回答をすることができないときは、意見者に対し速やかにその理由及び対応状況を報告するものとする。
- 3 町長は、第1項の規定により回答を要する意見等のうち、次の各号に該当するものについては、回答しないことができる。

- (1) 前条第2項各号に掲げる事項を明記していないもの、明らかに記載に誤りがあるもの、なりすましや架空のものであると判断されるもの
- (2) 他の者及び団体のプライバシーを侵害するもの
- (3) 他の者及び団体を誹謗、中傷又は差別するもの
- (4) 他の者及び団体の権利又は利益を侵害するもの
- (5) 特定の個人又は団体の利益につながるもの
- (6) 偽造、虚構及び詐欺的なもの
- (7) 法令及び条例等に違反又は違反するおそれのあるもの
- (8) 公序良俗に反するもの
- (9) 趣旨が明確でないもの、同じ趣旨の繰り返しの意見、回答することが適当でないと判断したもの
- (10) 町が所管しない事項又は団体等に関するもの
- (11) その他回答することが不適切と思われるもの  
(意見等の処理)

第6条 回収した意見等は、広報・町民課において受付し、意見等の内容に従い、次のとおり処理する。

- (1) 広報・町民課はその内容を審査し、直ちに町長への閲覧に供するとともに、所管する課等（以下「担当課等」という。）に送付する。
- (2) 担当課等は、回答の必要な意見等について、速やかに回答書を作成し、町長の決裁を受けるものとし、意見者に回答書を送付するとともに、回答書の写しを広報・町民課に送付する。
- (3) 広報・町民課は、意見者への回答書の発送日等を記録する。
- (4) 回答を要しない意見等の写しを受理した担当課等は、当該意見等に係る対応が必要であると認めるものについては、速やかに対応状況及び結果を広報・町民課に合議の上、町長に報告しなければならない。

(公開)

第7条 町長は、意見等を広く町民に周知する必要があると認めたときは、ホームページ及び広報紙等に掲載することができる。ただし、朝日町情報公開条例（平成11年朝日町条例第7号）に規定する不開示情報が含まれているときは、その全部又は一部を公開しないものとする。

(事務処理)

第8条 この要綱に関する事務は、広報・町民課で処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。